

お知らせ（薬）004
平成22年6月30日

医薬品マスターの改定について

今般、別表の医薬品については、平成22年3月5日付け厚生労働省告示第76号に基づき「廃止」します。（経過措置年月日「20100630」（1,110コード））

また、この公表レコードの適用年月日は、平成22年7月1日であることから、平成22年6月診療分請求に係るマスターへ誤って使用することのないようご留意願います。